

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可（十三件）：一

……（都市整備局都市基盤部街路計画課）：一

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可：……

……（都市整備局市街地整備部再開発課）：四

○平成十三年東京都告示第四百十号（都民の健康と

安全を確保する環境に関する条例施行規則第十八

条第四項に規定する二酸化炭素の排出量の燃料消

費率から求める算定方法）の一部改正：……

……（環境局環境改善部自動車環境課）：四

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定：……四

公告

○都市計画事業の施行：……（建設局河川部計画課）：四

告示

●東京都告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第三百七十三号

東京都都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、

同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定

により、次のように告示する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

港区

二 都市計画事業の

種類及び名称

線街路第七号線

三 事業施行期間

平成二十七年三月十日から令和十五

年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき平成十九年東京都告示第四百六十六号

東京都都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、

同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定

により、次のように告示する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

豊島区

二 都市計画事業の

種類及び名称

線街路第七十六号線

三 事業施行期間

平成十九年十一月十六日から令和十

二年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき昭和六十三年東京都告示第五百七十二号

東京都都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、

同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定

により、次のように告示する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

北区

二 都市計画事業の

種類及び名称

線街路第八十一号線

三 事業施行期間

昭和六十三年六月六日から令和十二

年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき平成三十年東京都告示第千三百四十七号

東京都都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、

同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定

により、次のように告示する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

板橋区

二 都市計画事業の

種類及び名称

線街路補助

種類及び名称 線街路第二百四十九号線
 三 事業施行期間 平成三十年九月二十五日から令和十二年三月三十一日まで
 四 事業地 収用の部分
 変更なし
 使用の部分
 変更なし

●東京都告示第百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第百四十二号
 東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、
 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 足立区
 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百三十八号線
 三 事業施行期間 平成二十六年五月三十日から令和八年三月三十一日まで
 四 事業地 収用の部分
 変更なし
 使用の部分
 変更なし

●東京都告示第百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき令和三年東京都告示第千九十七号東京都

市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 足立区
 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路足立区画街路第十五号線
 三 事業施行期間 令和三年九月八日から令和八年三月三十一日まで
 四 事業地 収用の部分
 変更なし
 使用の部分
 変更なし

●東京都告示第百八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第百四十六号
 立川都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、
 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 立川市
 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画道路事業都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第二号線
 三 事業施行期間 平成二十八年三月十七日から令和十一年三月三十一日まで
 四 事業地 収用の部分

変更なし
 使用の部分
 変更なし

●東京都告示第百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第百十号三鷹都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 三鷹市
 二 都市計画事業の種類及び名称 三鷹都市計画道路事業三・四・十三号三鷹駅仙川環状線
 三 事業施行期間 平成十五年二月五日から令和十二年三月三十一日まで
 四 事業地 収用の部分
 変更なし
 使用の部分
 変更なし

●東京都告示第百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成三十年東京都告示第千三十一号調布都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 調布市

二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画道路事業三・四・二十一号つつけ丘南口線

三 事業施行期間 平成三十年七月十八日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成三十一年東京都告示第七百十五号武蔵野都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 武蔵野市

二 都市計画事業の種類及び名称 武蔵野都市計画道路事業三・四・二号三鷹駅南口寺南線

三 事業施行期間 平成三十一年四月二十六日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
平成三十一年東京都告示第七百十五号の事業地に、武蔵野市境南町二丁目地内を加え、武蔵野市境南町三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし

●東京都告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和二年東京都告示第百四十一号町田市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 町田市

二 都市計画事業の種類及び名称 町田市都市計画道路事業三・四・二十二号大蔵小野路線

三 事業施行期間 令和二年二月十日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
令和二年東京都告示第百四十一号の事業地のうち、町田市小野路町字五反田地内において事業地を変更する。

使用の部分
変更なし

●東京都告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第千六百六十四号東村山都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 東村山市

二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第一号線

三 事業施行期間 平成二十五年十二月十日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
平成二十五年東京都告示第千六百六十四号の事業地のうち、東村山市本町一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

●東京都告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第千六百六十五号東村山都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 東村山市

二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第三号線

三 事業施行期間 平成二十五年十二月十日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

平成二十五年東京都告示第千六百六十五号の事業地のうち、東村山市久米川町四丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成二十五年東京都告示第千六百六十五号の事業地に、東村山市久米川町四丁目地内を加える。

●東京都告示第百九十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき渋谷二丁目17地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
渋谷二丁目17地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和元年八月二十八日から令和七年六月三十日まで
- 三 施行地区
渋谷区渋谷二丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
渋谷区渋谷一丁目十二番一号
令和元年八月二十八日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日
令和七年三月十二日

●東京都告示第百九十二号

平成十三年東京都告示第四百十号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第十八条第四項に規定する二酸化炭素の排出量の燃料消費率から求める算定方法）の一部を次のように改正する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

本則中「8.400」を「3.34」と、「0.07658」を「1.87」と、「9.200」を「3.80」と、「0.07839」を「1.88」と、「十五モード（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）別表第六の備考一に規定する測定の方法をいう。）を「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）の規定による自動車の燃費性能の評価によって計測した」に、「キロカロリー」を「メガジュール」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和七年三月十二日

公 告

東京都選挙管理委員会

施設の名称 東京都選挙管理委員会
所 在 地 世田谷区弦巻五丁目三十四番五号

ケアハウス 上石神井 練馬区上石神井三丁目二十七番九号

青梅成木台病院 青梅市成木一丁目四百四十七番地

都市計画河川事業の施行について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和七年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称	別表のとおり	東京都
二 施行者の名称 <td>東京都</td> <td></td>	東京都	
三 事務所の所在地 <td>新宿区西新宿二丁目八番一号</td> <td></td>	新宿区西新宿二丁目八番一号	
四 事業地の所在 <td>別表のとおり</td> <td></td>	別表のとおり	
別表		
都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示 所管事務所
東京都計画河川事業第六号神田川	東京都中野区本町五丁目、弥生町二丁目及び弥生町五丁目並びに東京都杉並区和田一丁目地内	令和七年第三建設事務所 七日関東地方整備局告示第三十七号

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001
定価 一箇月 三〇円
六、六〇〇円
印刷所 三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号 101-0051